

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本県合志市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	85.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.7	%
全職員	61.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	99.6	%
本庁課長相当職	99.5	%
本庁課長補佐相当職	98.0	%
本庁係長相当職	106.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	80.8	%
31～35年	96.6	%
26～30年	93.3	%
21～25年	94.8	%
16～20年	103.5	%
11～15年	89.4	%
6～10年	90.1	%
1～5年	85.2	%

【説明欄】

- ・勤続年数36年以上において、技能労務職の女性の割合が高い。
- ・勤続年数3年未満の職員について、女性の割合が非常に高い。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員において、任期付職員における男性の割合が高い。
- ・会計年度任用職員について、女性の占める割合は72.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。